

大田原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正について

代表質問

政友自民クラブ
櫻井潤一郎 議員



低炭素建築物について

質問 栃木県及び県内市町の条例改正の状況について伺います。

答弁 昨年9月に茂木町が県内では初となる県外からの土砂等の搬入禁止、改良土の搬入禁止について条例改正を行っていて、12月には真岡市、さくら市など2市3町が同様の条例改正を行って行っています。また、事前の住民説明会の開催、面積要件等の改正を栃木市など2市4町が

行っています。県北地区では、

那須塩原市・那須町が条例改正を予定していて、那須町は昨日、決定されました。栃木県においては、現在のところ条例改正の予定はないとのこと。

質問 生活環境の保全のための見直しが必要であると思うが、市の考えを伺います。

答弁 ①県外土砂の搬入禁止、改良土の搬入禁止、②周辺住民

への事業概要の周知を義務化する、③周知方法についても規則

で定める、④事前に周辺住民の理解を得てから事業を開始する、⑤搬入される土砂等の安全基準について水質検査等を行う際に検査項目に水素イオン濃度指数を新たに追加する、⑥生活環境保全のために必要な措置を記載した書面の様式の改正等、改正案を本定例会に提出しました。

質問 二酸化炭素排出の抑制に資する建築物として、市はどのように広報しているか伺います。

答弁 国土交通省及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会等のホームページで広報していて、本市においては、一般市民及び設計建築業者に対し、デジタル掲示による案内やリーフレットの配布により制度の周知を行っています。令和2年7月にゼロ

カーボンシティ宣言を行い、積極的に二酸化炭素排出量実質ゼロ

口を目指して取り組んでいるところであり、今後も低炭素建築物の建築促進を通じて、市民のカーボンニュートラルへの意識向上に寄与すべく広報活動に努めてまいります。

質問 認定の実績について伺います。

答弁 認定制度は、平成30年度

から始まりましたが、令和2年

度までは申請は0件、令和3年度に3件の申請があり、3件の認定を行っています。また、本市としては、低炭素建築物のほかに、長期優良住宅と建築物省エネ法の適合の住宅の3種類の省エネ性能を持った住宅のPRを行っています。長期優良住宅は令和2年度39件、本年度は2月までで48件の申請が出ています。